

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公共交通機関を営むにあたり、その社会的責任と公共的使命を常に認識し、健全な業務運営を通じて、安全・安心を確立し、全てのステークホルダー（利害関係者）から信頼される企業であり続けることが経営の最重要課題の一つであると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスコードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
太平洋セメント株式会社	497,828	33.19
有恒鉱業株式会社	213,624	14.24
増岡 英男	50,100	3.34
二反田 静太郎	32,900	2.19
株式会社埼玉りそな銀行	31,824	2.12
中村 幸久	28,200	1.88
山腰 玲子	26,900	1.79
株式会社武蔵銀行	16,000	1.07
諸井 三佐保	15,700	1.05
柿原林業株式会社	10,800	0.72

支配株主（親会社を除く）の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中山 高明	その他											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中山 高明	○	——	中山氏は、長瀬町にある寶登山神社の名誉宮司であり当社沿線の発展に深くかかわっております。その豊富な知識・経験等を反映していただくことや、客観的な幅広い助言を得ることができると考えております。会社との関係においては独立性を備えており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携状況

(1)監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもつなど緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施しております。

(2)監査役会は、会計監査人から監査計画を受領し、財務報告に係る内部統制に関するリスク評価等について報告を受けるほか、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。

(3)監査役は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めています。

(4)会計監査人から取締役の職務の執行に関して、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を監査役会において受けた場合には、審議のうえ、監査役は、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じております。

(5)監査役は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、会計監査人の監査の参考となる情報又は会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項について会計監査人に情報を提供するなど会計監査人との情報の共有を図っております。

監査役と内部監査部門との連携

(1)監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

(2)監査役は、内部監査部門からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めています。監査役は、内部監査部門の監査結果を内部統制システムに係る監査役監査に実効的に活用しております。

(3)監査役は、内部統制部門から内部統制システムの整備状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
根本 裕介	他の会社の出身者									○				
新美 健一郎	他の会社の出身者									○				

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

根本 裕介		_____	豊富な経験と高い見識を有していることから社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。なお、独立性を選定の条件にはしていません。
新美 健一郎		_____	豊富な経験と高い見識を有していることから社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。なお、独立性を選定の条件にはしていません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、公共交通事業が主体事業の企業であり、特別なインセンティブは付与していません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

2021年3月期において、当社の取締役に対する報酬は、25百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、1990年6月28日開催の第167期定時株主総会において月額10,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、1990年6月28日開催の第167期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役は2名です。

取締役および監査役の報酬体系は、固定報酬のみで構成され、その額は役位に応じて設定しております。

なお、当事業年度における当社の取締役の報酬等の額については、2020年6月25日開催の取締役会の決議により決定しております。

また、監査役の報酬等の額については、それぞれの選任後に開催された監査役会において監査役の協議により決定しております。

2. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の第739回取締役会において、取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて総合的に勘案して決定するものとする。
- b. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針
報酬等の種類ごとの比率の目安は以下の通りとする。

基本報酬:業績連動報酬等:非金銭報酬等 = 100:0:0

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、上記の方針に基づき取締役会において審議の上、取締役会決議により決定するものとする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対し、総務部及び監査役スタッフ等が招集事務、議事録の作成、その他情報の伝達の窓口となり、適宜サポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社における取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されており、原則月1回の定例取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項等、迅速かつ適切な意思決定に努めております。当社の監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、定期的に監査役会を開催するとともに取締役会に出席し、取締役の職務遂行を監視しております。また、常勤監査役は経営会議など当社の意思決定に係る重要な会議に出席し、監査役の機能強化を図っております。内部監査につきましては、内部監査室を設置しており、各事業部門が関係法令や社内規程を遵守し、適切な業務が行われているか検討・助言・評価を行いながら、必要に応じて監査役と情報共有をしております。会計監査については、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、独立、公平な立場から適切な監査が実施されることを整備し、随時会計監査人から助言と指導を受けております。これら現状の体制により、コーポレート・ガバナンスの体制強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることを経営上の重要な課題の一つとして位置づけており、その実現のために取締役会、監査役会、会計監査人などの制度を強化・改善しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させたいと考えております。また、コンプライアンスの重要性も十分認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様が株主総会に出席していただけるように集中日を避けて開催しております。
その他	2020年6月25日開催の第197期定時株主総会の招集通知について、株主への発送に先立ち、東京証券取引所及び当社ホームページにおいて掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上の企業情報欄において決算情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成21年3月開催の取締役会において、次のとおり内部統制システム構築の基本方針について決議しております。また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されることに伴い、平成27年4月開催の取締役会において内容を一部改定しております。

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「秩父鉄道グループコンプライアンス指針」および「コンプライアンス規程」に基づきCSR委員会が中心となり取締役および従業員が法令、定款その他社内規程等を遵守した行動をとるための体制をとる。また、コンプライアンスホットラインを利用した「内部通報制度」により通報者の保護を図るとともに、的確な対応をとる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当社は、取締役会、経営会議等の重要な会議の議事録については、「取締役会規程」「経営会議規程」等に従い、また、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書は「稟議規程」「文書保存規程」等に従い適切に保存・管理を行う。取締役および監査役は、常にこれらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、CSR委員会・運転事故防止対策委員会等において重大なリスクの未然防止や極小化を行う体制をとる。

また、緊急を要する事項については、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に止める体制をとる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「職制」および「付議・報告基準」に定める各職位の基本的な職能および相互関係、決裁基準等により、組織的かつ効率的な業務執行を図るとともに、経営上重要な事項については、「取締役会規程」「経営会議規程」に定める、取締役会および経営会議において十分に審議のうえ慎重に決定する。また、経営計画、予算管理により、目標実現に注力する。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社との関係については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に関する適切な経営管理が行える体制をとる。また、子会社の取締役または監査役を当社より派遣し、派遣された取締役は子会社の取締役の職務の執行を監視・監督し、派遣された監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

尚、子会社に対する具体的な体制は次のとおりとする。

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営内容を的確に把握するため、グループ会社連絡会を定期的開催し報告を受け、また、必要に応じて関係書類等の提出を求める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および子会社全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」に基づき当社および子会社のリスクを網羅的・統括的に管理する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営機能が十分機能し安定した経営が確立できるよう支援する。

(4) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「秩父鉄道グループコンプライアンス指針」および「コンプライアンス規程」に基づき、CSR委員会が中心となり子会社の取締役および従業員が法令、定款その他社内規程等を遵守した行動をとるための体制をとる。また、コンプライアンス・ホットラインを利用した「内部通報制度」により、通報者の保護を図るとともに、的確な対応をとる。

6. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、連結財務諸表等の財務報告を適正に行うために必要な体制をとる。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当面は社内部門の兼務者が監査役の職務を補助する。監査役会から専従者の配置を求められた場合には、監査役会の意向を尊重して取締役との間で協議する。

8. 前号の当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する従業員に対しては、その人事異動・評価については、監査役会の意見を求め、尊重するものとする。

また、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため補助する体制を確保する。

9. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとる。また、取締役および従業員は、当社および子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査役に報告する。なお、当該通報、報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとする。

10. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、監査役に対し、重要な決裁書類を供覧し、監査役がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制をとる。また、

当社は、監査役が代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、監査役が会計監査人と意見および情報の交換を行う場を提供する。

(2) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の活動を助長する一切の関係を拒絶するとともに、総務部門を担当部門として、所轄警察署や外部機関等との関係を強めていく。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「秩父鉄道グループコンプライアンス指針」および「内部統制システムに関する基本方針」において、反社会的勢力および団体に対し、毅然と対応する旨規程しております。

当該団体および個人による不法、不当な要求に対しては、直ちに組織的な対応をとり、警察および関係団体とも連携し断固拒否する方針であります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図

